

平成 27 年度
図書館要覧



白河市立図書館
SHIRAKAWA PUBLIC LIBRARY
Libran〜りぶらん〜

目次

1.	白河市の概要	1
2.	白河市立図書館4館の沿革	3
3.	白河市立図書館運営基本方針	4
4.	図書館の組織	6
5.	図書館の施設概況	7
6.	利用案内	12
7.	図書館協議会	16
8.	平成26年度活動報告・平成27年度事業計画	18
9.	図書館統計	31
10.	予算・決算	41
11.	条例・規則等	42

1. 白河市の概要

白河は、古代にあっては白河関が存在し、中世から近世はもとより現代まで東北の玄関口、また、県南地域の中心都市として歴史と文化を刻んできた。

平成17年に白河市、表郷村、大信村、東村の1市3村の合併により、新たな白河市が誕生し、東北自動車道、東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に近接するという地理的優位性から活発な企業活動や、郊外型ショッピングセンターの立地が進むなど、県南地方の中核都市として、人が集いふれあうまちづくりを行政と市民、地域が一体となって推進している。

① 沿革

- ・明治22年 4月 町村制施行により、自治体として白河町制施行
- ・昭和24年 4月 白河町、大沼村が合併して白河市制施行（昭和29年7月 白坂村、同年10月小田川村、同30年3月 五箇村、同年8月古関村の関辺、旗宿地区が編入合併）
- ・昭和30年 2月 古関村、金山村、社村が合併して表郷村となる
- ・昭和30年 3月 釜子村、小野田村が合併して東村となる（同年8月 東村より小貫、太田輪が浅川町へ編入）
- ・昭和30年 4月 信夫村、大屋村が合併して大信村となる
- ・昭和44年 8月 白河市と西白河郡1町6村が白河地方広域圏の指定を受ける
- ・昭和45年 白河地方広域圏に東白川郡の3町1村が変更指定を受ける
- ・昭和63年 10月 フランス共和国 コンピエーニュ市と姉妹都市提携調印
- ・平成10年 10月 三重県桑名市、埼玉県行田市と友好都市協定
- ・平成17年 11月7日 白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新生「白河市」となる

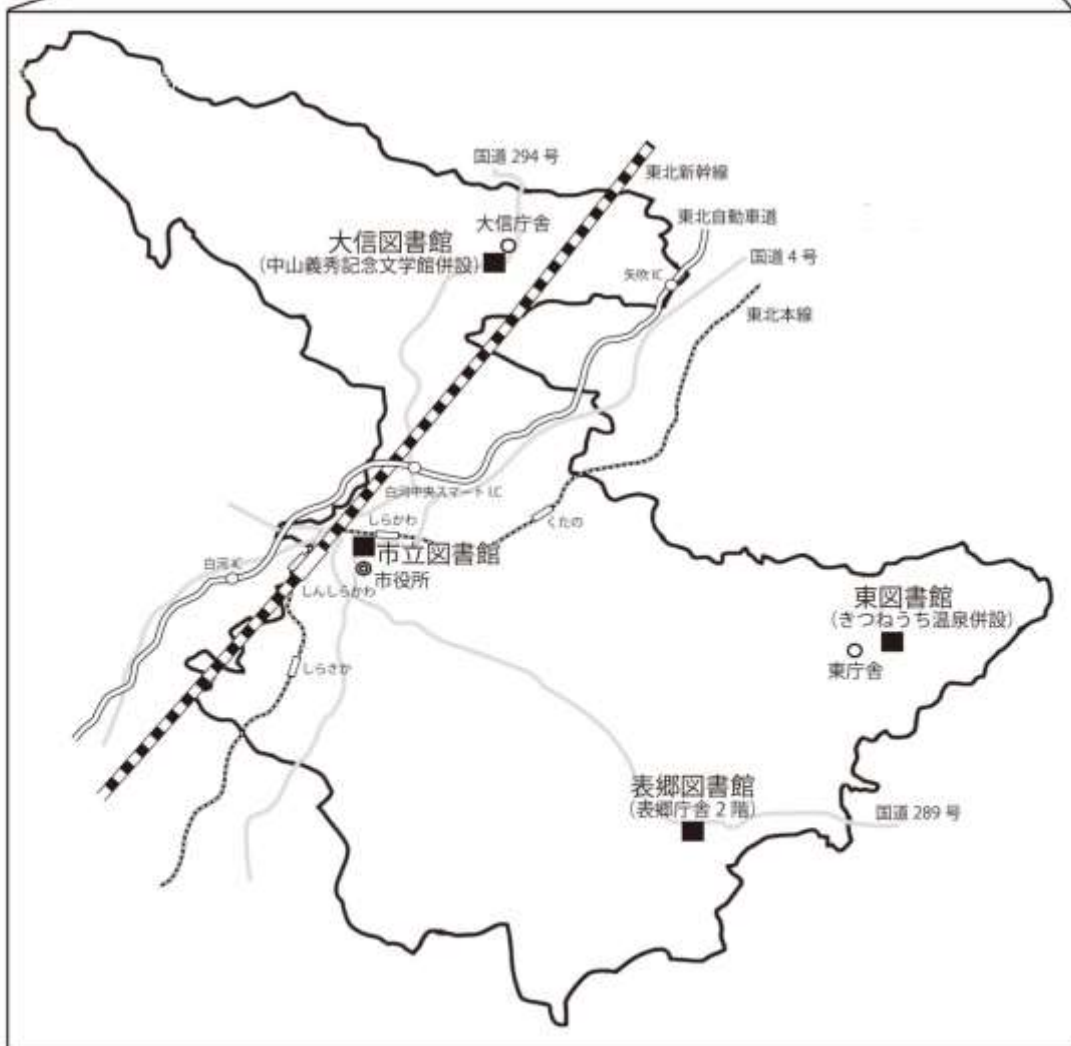
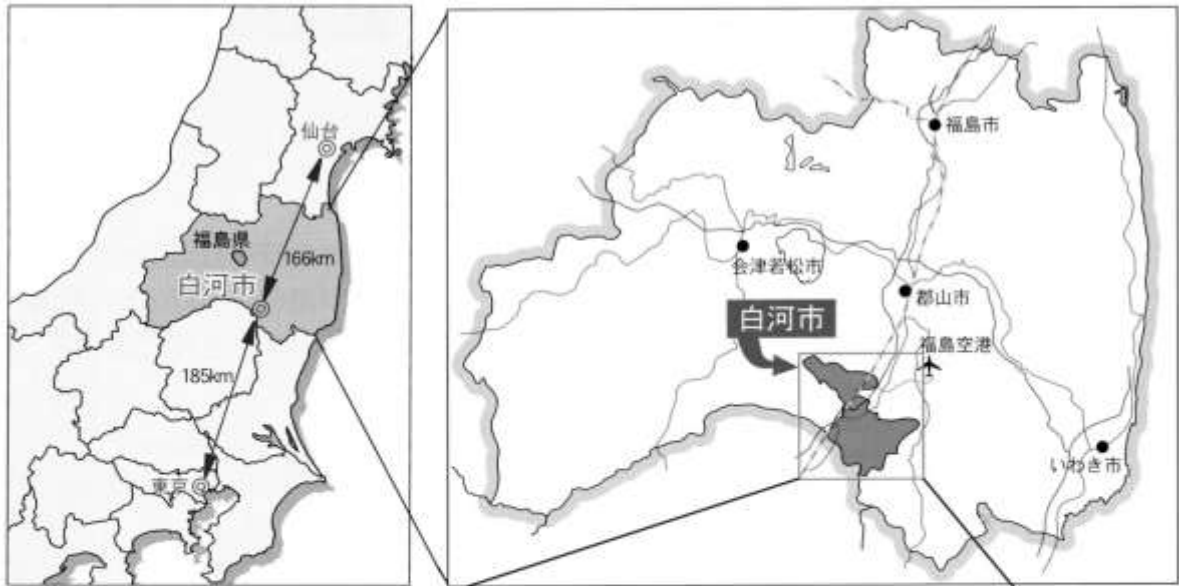
② 人口（平成27年4月1日現在）

人口総数	男	女	世帯数
62,975人	31,225人	31,750人	24,182世帯

③ 位置・地勢・気候

白河市は、福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接している。総面積は305.3k㎡で、水田風景が広がる海拔300～400mの平地と400～600mの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権田倉山976.3mとなっている。気候は年間平均気温約12℃で夏は涼しく冬は季節風の影響で寒さが厳しいものの、積雪は少ない。

■白河市と図書館の位置図



2. 白河市立図書館4館の沿革

明治 42(1908)年	5月 13日	中町に白河町立図書館仮開館(非認可)
大正 2(1913)年	12月 27日	白河第一小学校舎内に白河町立図書館開館 (認可：蔵書 3,604 冊)
昭和 15(1940)年		白河町役場に蔵書移管
昭和 22(1947)年		南湖神社に蔵書移管
昭和 24(1949)年	4月 1日	白河市菖蒲沢に白河市立図書館(市制施行)開館 木造平屋 95 m ² 敷地 1,683 m ² (昭和 23 年度蔵書 3,753 冊)
	5月 1日	福島県立図書館白河分館を市立図書館に併置
昭和 31(1956)年	2月 1日	市立図書館を新蔵町 6 番地に移転開館
昭和 44(1969)年	4月 1日	市立図書館を手代町 22-1 番地に移転開館 鉄筋コンクリート造 3 階建 777 m ² 、敷地 550 m ²
昭和 46(1971)年	12月 20日	東釜子字殿田表 35 に東村中央公民館図書室を開設
昭和 47(1972)年	12月	表郷番沢字桜下 23 番地に表郷村中央公民館図書室を開設 鉄筋コンクリート造 2 階建図書室 78 m ²
昭和 49(1974)年	4月	大信増見字北田 58 に大信公民館内図書室を開設
昭和 59(1984)年	3月 31日	福島県立図書館白河分館を廃止
平成 5(1993)年	4月 1日	大信町屋字沢田 25 番地に大信村中山義秀記念文学館開館
平成 7(1995)年		東多世代交流センター(健康温泉館、文化センター、図書館)に東村図書館開館
平成 17(2005)年	11月 7日	合併により白河市立図書館となる (平成 17 年度末蔵書 90,918 冊) 合併により白河市立図書館表郷分館となる (平成 17 年度末蔵書 12,950 冊) 合併により白河市立中山義秀記念文学館となる (平成 17 年度末蔵書 32,366 冊) 合併により白河市立東図書館となる。 (平成 17 年度末蔵書 41,000 冊)
平成 21(2009)年	6月	表郷金山字長者久保 2 番地の白河市役所表郷庁舎内に白河市立表郷分館移転開館
平成 23(2011)年	4月 1日	地域図書館として、白河市立表郷図書館となる (図書蔵書 14,282 冊) 地域図書館として、白河市立大信図書館となる (図書蔵書 36,801 冊) 地域図書館として、白河市立東図書館となる (図書蔵書 41,207 冊)
平成 23(2011)年	7月 24日	道場小路 96 番地 5 に白河市立図書館として移転開館 (図書蔵書 123,000 冊、視聴覚 3,900 点)

3. 白河市立図書館運営基本方針

「市民が気軽に利用し、楽しみ、くつろぎ、交流できる」 ～快適な図書館

1. 基本方針

白河市立図書館は、図書館法の精神に則り、市民の交流・情報の拠点施設として、多様化、個性化する現代社会にあって幼児から高齢者まですべての市民の利用に応えるため、書籍をはじめとする印刷物や映像、音など、広い領域にわたる資料を選択・収集・整理して、時宜にかなった新鮮な資料や情報を積極的に提供するとともに、図書サービスの拡充を図り、「利用者が主役」の理念を念頭に、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる「居場所としての快適な空間」づくりのため図書館活動を展開する。

目指すべき図書館像

(1) 滞在型図書館

快適で過ごしやすい雰囲気をかもしだし、日常の中で気軽に立ち寄れて時間を過ごすことができる滞在型図書館を目指す。

(2) 交流型図書館

性別や世代を超えた様々な市民が出会い、交流し、気軽にコミュニケーションし、文化を醸成する屋根付きの公園としての図書館を目指す。

(3) 総合学習型図書館

余暇時間の活用、学習活動や趣味・芸術活動などへの支援、市民のやすらぎ・ふれあいの場の提供といった多様な生涯学習意欲に対応できる多機能な拠点施設を目指す。

2. 重点取組事項

基本方針に沿って重点的に取り組む事項を次ぎのとおり設定し、今後の図書館施策を展開する。

1. 知識文化の拠点施設

図書館は、市民の多様な知的好奇心に応える地域に根ざした公共の場として、市民の学習活動や文化活動を支援し、老若男女を問わず様々な人が交流しあいながら高度情報化社会に対応する拠点施設として、誰もがゆったりとした環境で本や映像、音に親しみ、そこから様々な知識や情報を得ることで地域の教育と文化の向上、更には新たな文化の創造を目指します。

2. まちづくりの拠点施設

新図書館は JR 白河駅前位置することで、中心市街地の存在価値を高め、かつての人が行き交う賑わいのある魅力的なまちの再生と市街地活性化の一助となることを目指します。

また、表郷、大信、東地域の図書館は各地域の中心地に位置することで、新図書館との一体的な運営により各地域のまちづくりの創出、心の豊かさの探求の一助となることを目指します。

3. 県南の中心都市機能施設

市立図書館は、立地の特性を生かして県南地方の中心都市としての豊かな都市環境を提供し、広域的な交流の拠点施設として白河市の顔となることを目指します。

市立図書館の基本理念

1. 利用者が主役

図書館は、多様化、個性化する現代社会にあって書籍をはじめとする印刷物や映像、音等の様々な図書館資料や「居場所としての快適な空間」を市民が気軽に利用できる場であるとともに、「利用者が主役」の理念を念頭に「いつでも、どこでも、だれでも利用できる」図書館を目指します。

2. 多様な生涯学習意欲の支援

「幼児の情操教育から学校教育、職業教育、更には日常生活や趣味の学習にいたる生涯を通じた知識や情報の摂取、自己研修」は生涯学習そのものであり、人々の「心の豊かさ」の探求でもあります。図書館は、他の施設、機関と連携しながら多様な学習意欲に対応し、市民はもとより広域的にも愛され利用される施設となることを目指します。

3. 人材の育成

図書館は、情報と文化の蓄積、記録の保存とともに知識の形成など人々の多様な生き方、考え方に深く関わることから、幼児から青少年まで教養と文化に触れる環境を整えることで、長期的視野にたって人材育成の核となる場づくりを目指します。

4. 出会いと交流・地域文化の創造

白河にいつまでも住みたいと願い、住むことを誇りに思う地域社会への愛着は、性別や世代を超えた様々な人との出会い、交流から始まります。図書館は、市民が気軽にコミュニケーションし、学習する機会を提供することで、新たな地域づくり、地域文化の創造を誘発することを目指します。

5. 情報社会への対応

今日の社会は、書籍や映像、音による情報の取得に加えインターネット利用による新しい取り組みが進化しています。図書館では、保存する情報資源に限界があることから市立図書館と地域図書館、及び国、県や他市町村の図書館等とのネットワーク化、オンライン化をすすめて、市民が求める情報が入手できるような基盤の整備を図ります。

6. サービスの充実と都市環境の創出

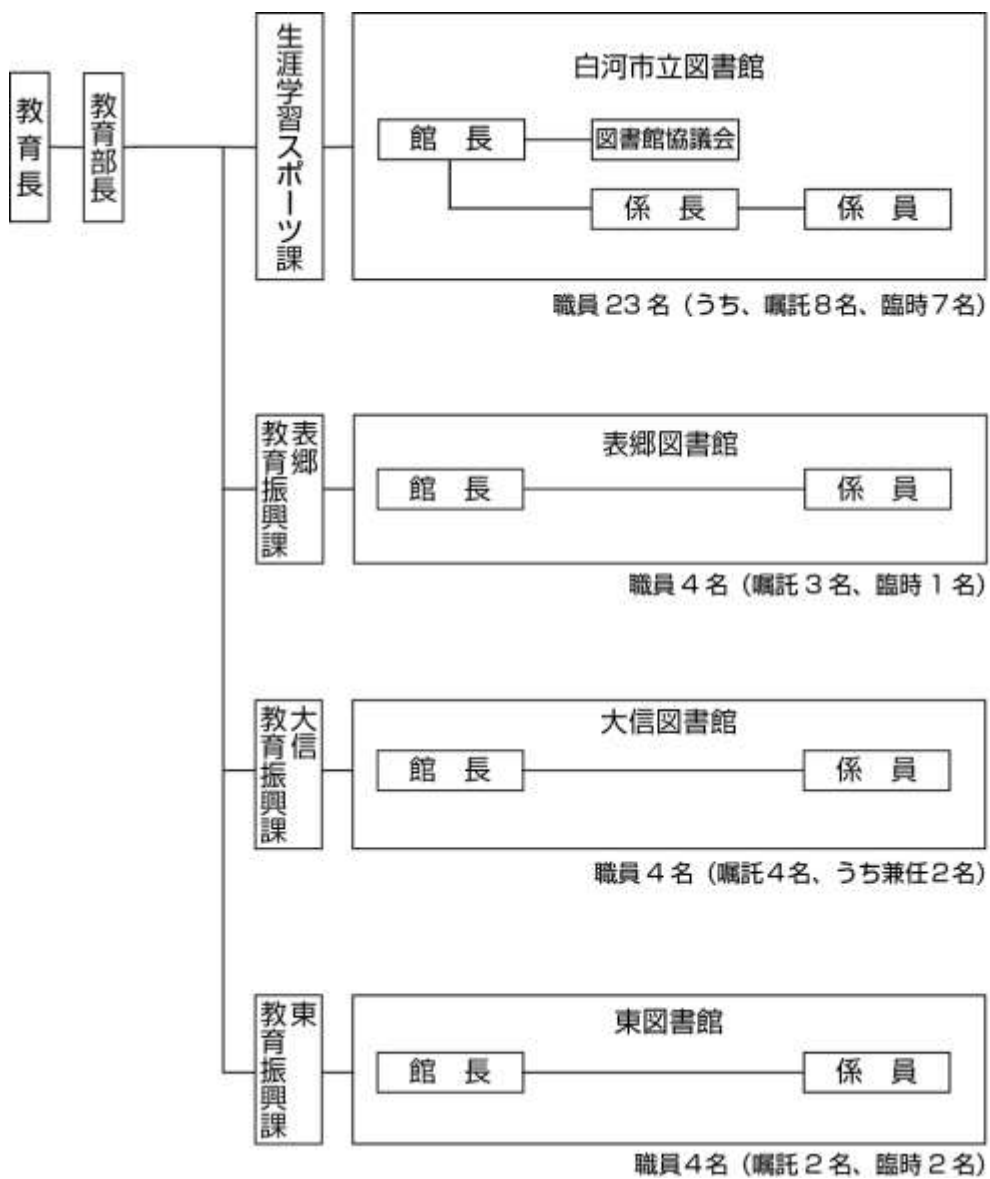
図書館の開館日数、開館時間を拡大することで市民のライフスタイルに応え、市民が親しみやすく利用しやすい図書館として、市民ニーズに適合したサービスの充実に努めます。また、白河市立図書館は、JR 白河駅前交通の結節点に立地する利便性を生かし、都市環境の創出のために、文化資源を集積する広域交流拠点として中心市街地への回遊を誘導し、市民の交流を促進し、「歴史と文化が融合」するまちづくりを推進します。

7. 市民の声とともに歩む

図書館の更なるサービス向上を目指すには、外部の見識を取り入れることも重要なことから、市民の意見を反映する機会を設けます。

- (1) 図書館協議会に図書館の管理、運営、サービスなど全般的な意見を求める。
- (2) 学校との連絡会議を設けて図書館との連携を図る。
- (3) アンケート又は意見箱による利用者からの図書館サービスに対する意見を参考とする。
- (4) 利用者の多様な予約・リクエストの情報を選書に反映させる。

4. 図書館の組織 (平成27年度)



5. 図書館の施設概況

(1) 施設概要

① 白河市立図書館

[所在地] 白河市道場小路96番地5

[電話] 0248-23-3250 [FAX] 0248-23-4090

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 3階建(一部屋上階)

図書館 2,733㎡、地域交流機能 388㎡

[収蔵能力] 開架 15万冊・閉架 10万冊

[閲覧席数] 250席

[駐車場台数] 133台 (うち障がい者用3台)

[敷地面積] 16,374㎡

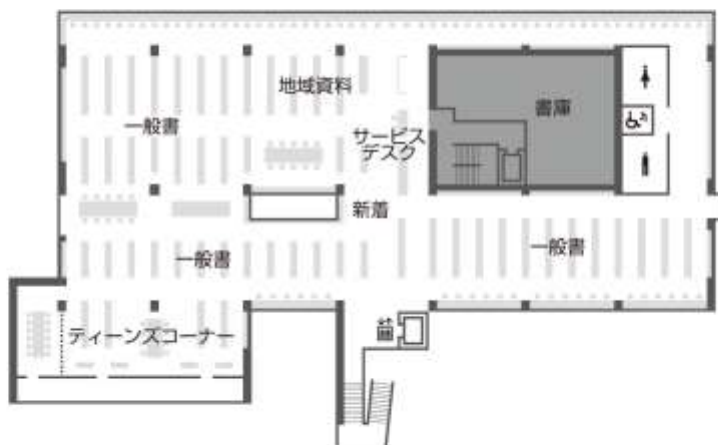
[建設年月日] 平成23年1月竣工

[建設費] 1,665,000千円 (多目的複合施設建築費)

3F



2F



1F



② 表郷図書館

[所在地] 白河市表郷金山長者久保2番地

[電話] 0248-32-4784

[構造・施設] 鉄筋コンクリート造3階建（表郷庁舎内）2階北側（図書館 366.76 m²）

[収蔵能力] 約2万冊

[閲覧席数] 24席

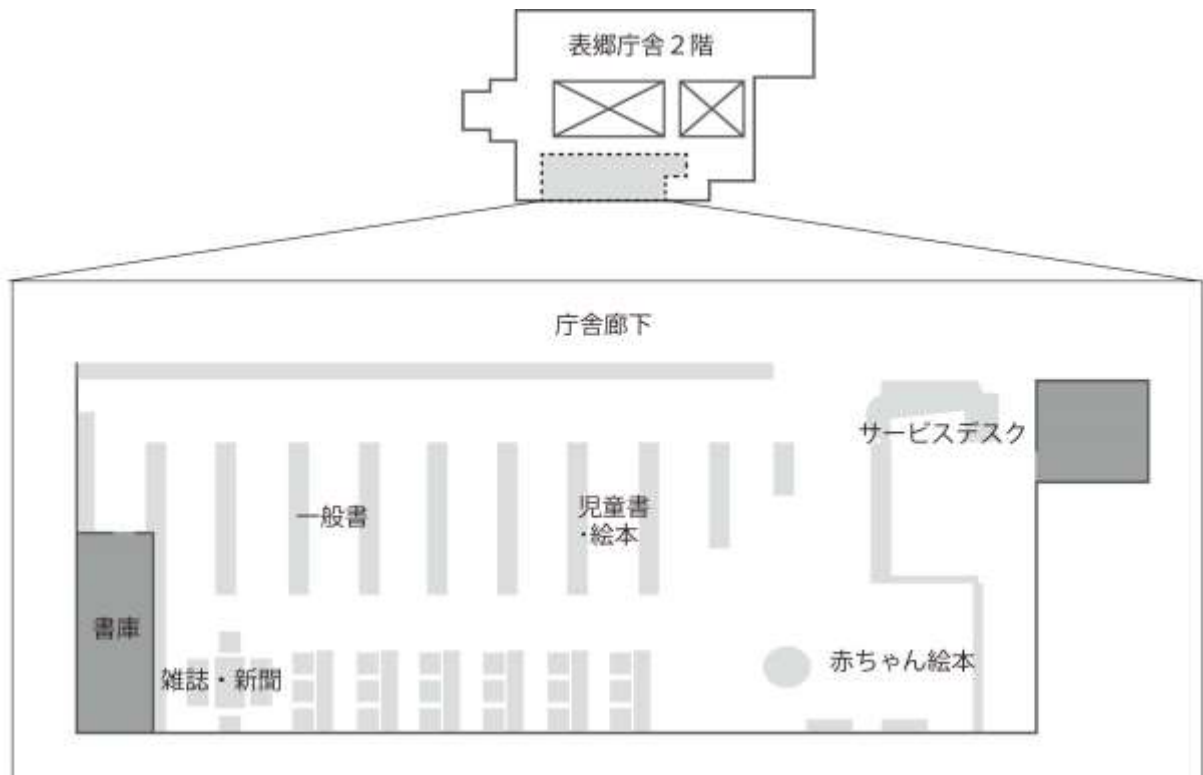
[敷地面積] 2,366 m²

[建設年月日] 平成9年7月31日竣工

[建設費] 1,409,030千円（表郷庁舎建築費）

[図書館部分改修年月] 平成21年2月から3月

[図書館部分改修費] 10,373千円



③ 大信図書館

[所在地] 白河市大信町屋字沢田 25 番地

[電話] 0248-46-3614 [FAX] 0248-46-3702

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部木造平屋建 (図書館 411.96 m²)

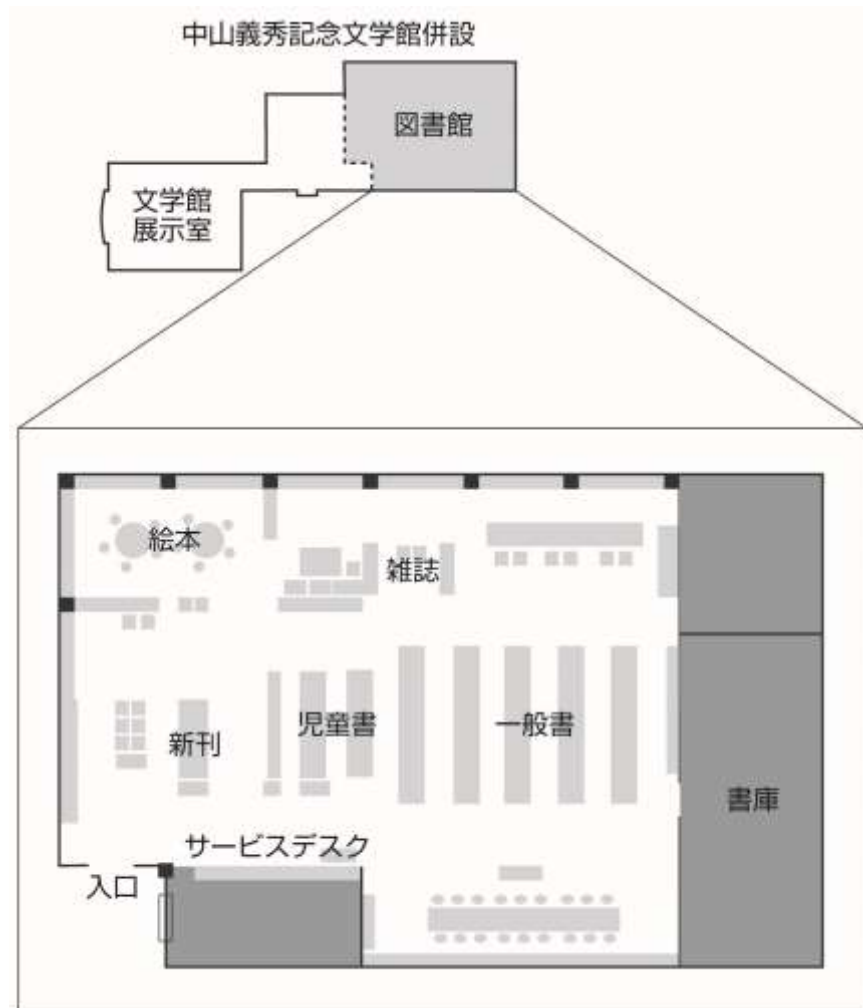
[収蔵能力] 約 4 万冊

[閲覧席数] 43 席

[敷地面積] 4,143 m²

[建築年月日] 平成 5 年 3 月 31 日竣工

[建設費] 479,943 千円 (文学館建築費)



④ 東図書館

[所在地] 白河市東釜子字狐内 47

[電話] 0248-34-1130 [FAX] 0248-34-1148

[構造] 鉄筋コンクリート造 2階建 (図書館 507.99 m²)

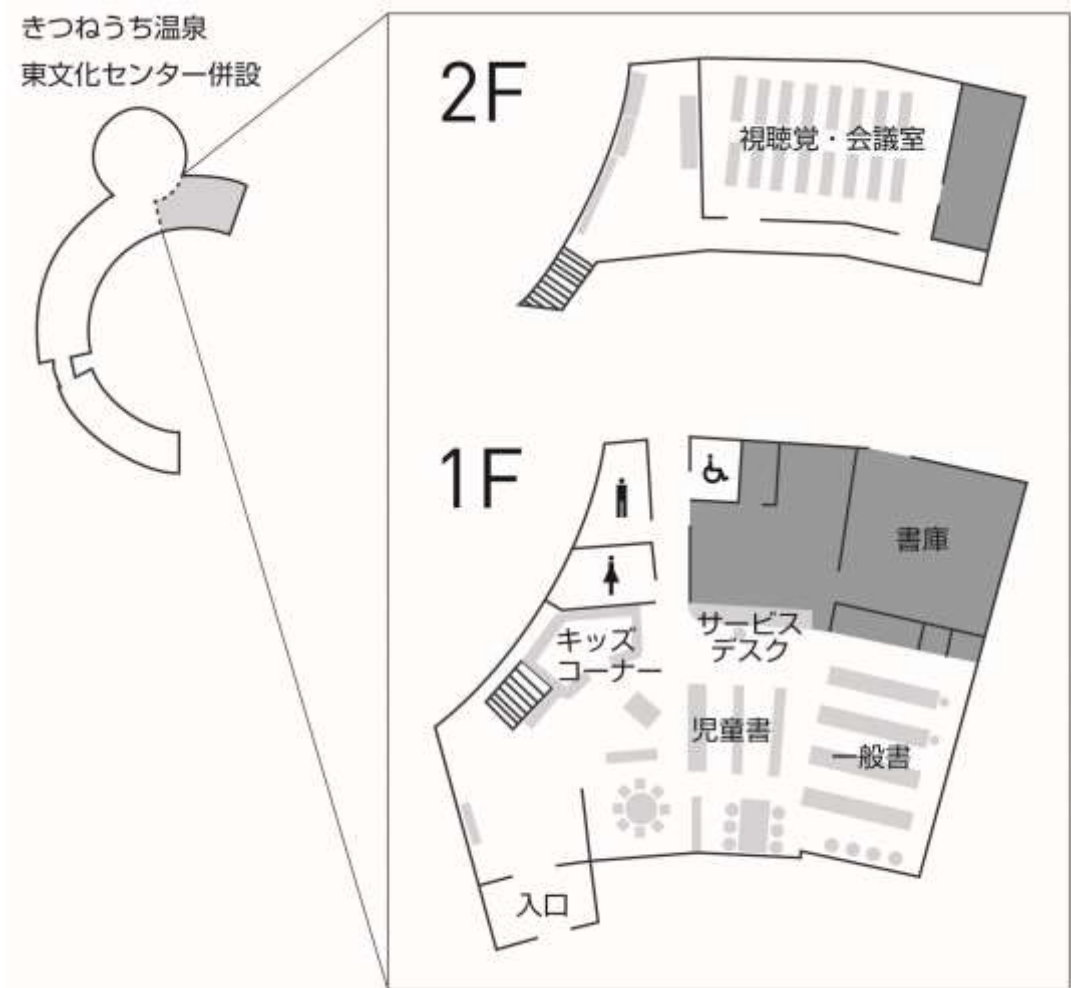
[収蔵能力] 約 6 万冊

[閲覧席数] 20 席

[敷地面積] 15,428 m²

[建設年月日] 平成 7 年 7 月 29 日竣工

[建設費] 1,881,225 千円 (複合施設)



(2) 図書館コンピュータシステム

[業務システム]富士通株式会社 iLiswing21/We V2

サーバ4台 (基幹系業務サーバ2台・Webサーバ2台)

- ① 市立図書館 36台
利用者用OPAC (蔵書検索用端末) 8台
利用者用インターネット接続パソコン 8台
自動貸出機 4台
クライアントパソコン 16台 (サービスデスク9台・事務室7台)
- ② 表郷図書館 5台
利用者用OPAC (蔵書検索用端末) 1台
利用者用インターネット接続パソコン 1台
クライアントパソコン 2台
蔵書点検用端末 1台
- ③ 大信図書館 6台
OPAC (蔵書検索用端末) 1台
利用者用インターネット接続用パソコン 1台
クライアントパソコン 3台
蔵書点検用端末 1台
- ④ 東図書館 6台
OPAC (蔵書検索用端末) 1台
インターネット接続用パソコン 1台
クライアントパソコン 3台
蔵書点検用端末 1台

6. 利用案内

開館時間

【市立図書館】

火曜～金曜 午前10時～午後8時

土日・祝日 午前9時30分～午後6時

【表郷・大信・東図書館】

午前10時～午後6時

休館日

【市立図書館】

月曜日（祝日のときは、その翌日）

毎月第1水曜日（祝日のときは、その翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

【表郷図書館】

火曜日（祝日のときは、その翌日も）

祝日

毎月第1水曜日（祝日のときは、その翌日も）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

【大信図書館】

月曜日（祝日のときは、その翌日）

祝日の翌日（祝日が金曜日にあたるときは、その前日）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

【東図書館】

火曜日（祝日のときは、その翌日も）

祝日

毎月の末日（12月においては28日。火曜日のときは、その翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

資料の閲覧

図書館にある資料は自由に閲覧できます。書庫にある資料はサービスデスクでお出しします。

資料を借りるとき

図書館利用カードが必要です。お持ちでない方は、お名前・ご住所を確認できるもの（免許証、保険証、学生証等）をご持参のうえ、各図書館のサービスデスクに申し込んでください。市内4図書館共通の利用カードをお渡しします。図書館をご利用になれる方なら、市外にお住まいでも図書館利用カードを作成することができます。

図書館の資料は、サービスデスクで借りることができます。また、市立図書館では自動貸出機でご自身で借りる手続きもできます。

借りることのできる期間

21日以内

借りることのできる点数

【図書または雑誌】

貸出期間内に読める冊数。ただし、雑誌の最新号は借りることができません。

【視聴覚資料（CD・DVD）】

CD・DVD あわせて3点

貸出延長

Web ページや電話にて貸出期間の延長（最長2週間）ができます。ただし、予約が入っている資料、視聴覚資料等は延長することができません。また、貸出期間を過ぎてからの延長手続きはできません。

資料を返すとき

市内4図書館どこでも返すことができます。閉館時は、各図書館にあるブックポストへご返却ください。

予約

図書館の所蔵している資料は予約することができます。図書館にて申込用紙に記入していただくほか、図書館のウェブサイトや館内の端末からも予約ができます。（パスワードが必要です）

	予約可能冊数・点数
図書資料・雑誌	10冊
視聴覚資料	3点（CD・DVD あわせた点数）

リクエスト

図書館に所蔵のない資料を利用したい場合、リクエストを受け付けています（視聴覚資料、雑誌、コミックは除きます）。市内に在住、在学、在勤されていない方からのリクエストについては、ご用意できない場合があります。その場合は、お住まいの地域の図書館にご相談ください。

団体貸出

市内の学校、事業所、社会教育関係団体、家庭文庫、読書会等にまとめて貸し出しを行っています。事前に団体登録が必要になりますので、サービスデスクで申し込んでください。

視聴覚資料の視聴

市立図書館では館内で CD・DVD を視聴することができます。視聴ブース（DVD を利用できるブース）及び CD 視聴機の利用は 1 階のサービスデスクで受付を行います。

調べたいことがあるとき (レファレンス)

日常生活や仕事で調べたいことがありましたら、お気軽にサービスデスクの職員にご相談ください。資料や情報を探すお手伝いをいたします。

資料の検索

図書館の資料検索は白河市立図書館に 8 台、各地域館に 1 台ずつある検索端末で検索することができます。また、インターネットからも資料の検索が可能です。

資料の複写

図書館の資料は著作権法の定める範囲内で複写することができます。市立図書館 1 階、2 階にコピー機がありますので、複写申込書に記入しサービスデスクで確認の後、複写してください。

※複写は図書館の所蔵資料に限ります。持込資料の複写はできません。

《複写料金表》

カラー	: 50 円	白黒	: 10 円
-----	--------	----	--------

※ 東図書館は白黒のみの複写となります。

※ 表郷図書館は複写サービスを行っておりません。

データベース

市立図書館では一部の端末でデータベースが利用できます。サービスデスクにて申し込みの上、ご利用ください。利用時間は1回1時間以内になります。

データベース	内 容
ヨミダス歴史館	讀賣新聞、明治7(1874)年の創刊号から現代約1100万件の記事が検索・閲覧できます。
日経テレコン21	過去30年分の日経新聞・日経の各雑誌記事から、国内120万社・海外5,000万事業所の企業情報、ビジネスに欠かせない人事情報にいたるまで、幅広いビジネス情報を多数収録。
日経BP記事検索サービス	日経BP社の雑誌のバックナンバーの記事を、オンラインで検索できるデータベース。
JAPAN KNOWLEDGE+N	日本語や歴史を深く掘り下げて知識を得られる辞典から、英語だけにとどまらない各外国語辞書や東洋文庫などの叢書まで、多くのコンテンツの一括検索が可能。
聞蔵Ⅱビジュアル	朝日新聞の1879年の創刊から今日まで、約1200万件以上の記事と広告が検索できるデータベース。
LexisASONE (レクシスアズワン)	法令や判例、立法・行政・司法の公文書などが検索できるデータベース。

インターネット 端末

市立図書館のインターネット端末で、インターネットが閲覧できますので、調べものにお使いください(一部のサイトへのアクセスは制限されています)。サービスデスクに申し込みのうえ、ご利用ください。利用時間は1回1時間以内になります(印刷やファイルの保存はできません)。なお、表郷図書館及び東図書館の利用時間は1回30分以内になります。

インターネット 公衆無線LAN

市立図書館ではご自分のノートパソコンを持ち込んで、インターネットに接続することができます。ご利用方法等については、職員にお問い合わせください。なお、パソコン優先席では電源を用意しています。

7. 図書館協議会

○白河市図書館協議会条例

平成 18 年 3 月 29 日 条例第 15 号

改正

平成 24 年 3 月 22 日 条例第 14 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、白河市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は年 2 回開くものとし、臨時会は必要に応じ開くものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、白河市立図書館において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日 条例第 14 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

白河市図書館協議会委員

任期平成 26 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日まで

	氏 名	備 考
会 長	金沢 美香	社会教育の関係者 (2号委員)
副会長	樋口 葉子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (第3号委員)
委 員	渡部 幸恵	学校教育の関係者 (第1号委員)
委 員	箭内 徳二	社会教育の関係者 (2号委員)
委 員	金澤 幸子	学識経験を有する者 (4号委員)
委 員	二宮 和比古	学識経験を有する者 (4号委員)

平成 24 年度図書館協議会開催日

	日 時	場 所
第 1 回白河市図書館協議会	平成 24 年 8 月 2 日 (木)	白河市立図書館スタッフミーティング室
第 2 回白河市図書館協議会	平成 25 年 2 月 6 日 (水)	白河市立図書館 (地域交流会議室)

平成 25 年度図書館協議会開催日

	日 時	場 所
第 1 回白河市図書館協議会	平成 25 年 4 月 25 日 (木)	白河市立図書館 (地域交流会議室)
第 2 回白河市図書館協議会	平成 25 年 12 月 5 日 (木)	白河市立図書館 (地域交流会議室)
第 3 回白河市図書館協議会	平成 26 年 2 月 27 日 (木)	白河市立図書館 (地域交流会議室)

平成 26 年度図書館協議会開催日

	日 時	場 所
第 1 回白河市図書館協議会	平成 26 年 7 月 11 日 (金)	白河市立図書館 (地域交流会議室)
第 2 回白河市図書館協議会	平成 27 年 2 月 24 日 (火)	白河市立図書館 (地域交流会議室)

8. 平成 26 年度活動報告・平成 27 年度事業計画

(1) 平成 26 年度活動報告一覧

① 市立図書館

- ア「ちびっこおはなしのくに」
- イ「おはなし会」
- ウ「第 38 回児童読書感想画展」(昭和 50 年～)
- エ「夏休み子ども手づくり絵本教室」(昭和 58 年～)
- オ「夏のおはなし会」(昭和 50 年～)
- カ「冬のおはなし会」
- キ「第 31 回手づくり絵本展」(昭和 59 年～)
- ク「音訳者養成講座」
- ケ「図書館講座」
- コ「地域・家庭文庫配本」
- サ「上映会」
- シ「ブックスタート」(平成 21 年度～)
- ス「中山義秀記念作文コンクール」
- セ「図書館利用促進講演会」

② 表郷図書館

- ア「たのしい図書館」
- イ「図書館学習」
- ウ「団体貸出」
- エ「読み聞かせ『おはなし、よんで!』」
- オ「出前 おはなし会」
- カ「図書館だより発行」

③ 大信図書館

- ア「絵で見るお話の会」
- イ「読み聞かせ教室」
- ウ「ブックトーク」
- エ「移動図書館車巡回」
- オ「図書館学習」
- カ「手づくり絵本教室」
- キ「手づくり絵本展」

④ 東図書館

- ア「図書館であそぼう」
- イ「移動図書館(うぐいす号)」
- ウ「手づくり絵本教室」
- エ「夏のおはなし会」
- オ「冬のおはなし会」
- カ「おたのしみ クリスマス会」
- キ「地域・家庭文庫」
- ク「図書館に行こう」
- ケ「手づくり絵本展」
- コ「本を読もう、ポイントカード事業」

(2) 平成 26 年度活動報告

①市立図書館

ア「ちびっこおはなしのくに」

0歳から2歳の乳幼児を対象に絵本の読み語りや手遊びなどを行い、幼いころより絵本との出会いを通して「読書」に興味を抱くよう、ボランティアの協力を得て行いました。

時 期	場 所	参加人数
4月～3月（第1・第3木曜日）	図書館（おはなしの小屋）	669人

※「ちびっこおはなしのくに」変遷

紙芝居の会	昭和49年から子ども読書週間にちなんで、毎週木曜日午後実施開始
紙芝居を読んでみる会	昭和57年から高校生（白河女子高校（現白河旭高校）、白河高校落語研究会）の協力により毎週木曜日午後4時～5時まで実施
おはなしの国（くに）	平成3年4月から絵本の読み聞かせ、詩の朗読を毎週木曜日（14年度から第3木曜を除く）午後3時30分～午後4時30分まで実施、平成23年度から「おはなし会」に名称を変更
ちびっこおはなしのくに	平成14年4月から母親、幼児を対象に絵本の読み聞かせなど毎月第3木曜日午前11時～11時30分まで実施

イ「おはなし会」

3歳から小学生低学年を主に対象とし、読み語りやブックトークを行い児童の読書推進及び図書館利用の推進を図りました。

時 期	場 所	参加人数
4月～3月（第2・第4土曜日）	図書館（おはなしの小屋）	277人

ウ「第38回児童読書感想画展」（昭和50年～）

子ども読書週間（4月23日～5月12日）の一環として各小学校単位で読書感想画の募集を行い、図書館のエントランスホールに展示して、児童のお読書普及に勤めました。

時 期	場 所	参加小学校及び点数
6月5日（木）～6月15日（日）	図書館 エントランス ホール	白河第一小学校、白河第二小学校、白河第四小学校、白河第五小学校、小田川小学校、五箇小学校、関辺小学校、みさか小学校、表郷小学校、信夫第二小学校、釜子小学校、計13校、合計182点

エ「夏休み子ども手づくり絵本教室」（昭和58年～）

小学生が世界でたった一冊の自分だけの本を製作することにより、本への興味と読書意欲を高めるため開催。講師は職員が行い、1日目は本の中身作り、2日目は表紙の作成と本の完成に向けて、絵本の作成をしました。

時 期	場 所	参加人数
7月24日（木）～7月25日（金）	地域交流会議室	7人

オ「夏のおはなし会」(昭和 50 年～)

幼児や小学校低学年を対象に、素話や読み語りの中から創造力を育て、読書の楽しみへと導くために開催しました。

時 期	場 所	参加人数
7月31日(木)	図書館(おはなしの小屋)	59人

カ「冬のおはなし会」(昭和 50 年～)

幼児や小学校低学年を対象に、素話や読み語りの中から創造力を育て、読書の楽しみへと導くために開催しました。

時 期	場 所	参加人数
12月23日(火)	図書館(おはなしの小屋)	19人

キ「第31回手づくり絵本展」(昭和 59 年～)

心をこめてつくられた“たった一冊の絵本”を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより、読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図りました。手づくり絵本教室で作成した小学生の絵本もここで展示いたしました。

時 期	場 所	出品者	出品作品
10月9日(木)～10月13日(月)	地域交流会議室	143人	152点

ク「音訳者養成講座」(中級)

ハンディキャップサービスの拡充のため、初級講座の受講者を対象に専門の講師を招いて、講座を開催しました。

時 期	場 所	登録人数
4月～7月 11回	地域交流会議室	16人

ケ「図書館講座」

絵本と歌によるライブを行う著名な演者を招いてのおはなし会を開催しました。

時 期	講 座 内 容	場 所	参加人数
11月3日(月)	おはなし会 (Papa's 絵本プロジェクト)	地域交流会議室	59人

コ「地域・家庭文庫配本」

遠距離等の理由で、来館できない利用者のために行政センター・家庭文庫に図書資料の配置を行い、市民サービスを図るとともに読者層の拡大を図りました。

区 分	施 設 等	冊 数
地域文庫	白坂行政センター	340 冊
	古閑行政センター	180 冊
	小田川行政センター	120 冊
	五箇行政センター	150 冊
公共施設	みさか小児童クラブ	110 冊
	関辺小児童クラブ	105 冊
	にこにこ児童クラブ	110 冊
	五箇小児童クラブ	110 冊
家庭文庫	星くず文庫 (8月で中止)	50 冊

サ「上映会」

市内に映画館が無くなってしまったことから、なつかしい映画や親子で鑑賞できる映画等を地域交流会議室（多目的ホール）で上映しました。

時期、対象者及び回数	場 所	延べ入場者数
4月～3月 大人向け 22回	地域交流会議室	499人
4月～3月 子ども向け 12回	地域交流会議室	468人
8月 夏の上映会 4回 (大人向け・子供向け各2回)	地域交流会議室	109人

シ「ブックスタート」(平成21年度～)

絵本を通して親子の触れ合いを深めるとともに、豊かな情操を育むことを目的に、ボランティアの協力を得て、保健センターの10ヶ月児健診の待ち時間の中に、絵本の読み語り、配布を行いました。

時 期	場 所	人 数
年間 (14回)	中央保健センター	521人

ス「中山義秀記念作文コンクール」

読書推進活動の一環として、全市内の小中学生を対象として作文コンクールを実施しました。

募 集 期 間	募 集 対 象	応 募 点 数	
平成 26 年 7 月 14 日から 平成 27 年 1 月 16 日まで	市内の小中学生（低学年、中学年及び高学年）並びに中学生を対象に実施。（小中学校については、学校ごとに取りまとめて応募していただきました。）	応募総数	
		小学生	3,554 点
		中学生	5,472 点
		計	9,026 点

〔審査結果〕

- 小学生低、中、高学年の部の部門毎に「最優秀賞」1点、「優秀賞」3点、「佳作」6点「入賞」303点
- 中学生の部 「最優秀賞」1点、「優秀賞」7点、「佳作」12点 「入賞」170点
- 「学校賞」 小学校の部「白河第二小学校」、中学校の部「白河第二中学校」

〔表彰式〕

日 時：平成 27 年 2 月 17 日（火）17：00～

場 所：中山義秀記念文学館（大信図書館）

記念品：賞状、トロフィー、図書カード、中山義秀記念文学館入場券

セ「図書館利用促進講演会」

図書館の利用促進のため一般向け講演会として、東京大学名誉教授で聖学院大学長の「姜尚中」と子ども向けとして絵本作家である「真珠まりこ」と並びに白河と深い関わりをもっている渋沢栄一について、エッセイストである「鮫島純子」と渋沢資料館長である「井上潤」さんを招き、講演会及びトークイベントを開催しました。

時 期	講 演 者	場 所	人 数
12 月 13 日（土）	姜 尚中	地域交流会議室	200 人
1 月 10 日（土）	真珠 まりこ	地域交流会議室	141 人
2 月 14 日（土）	鮫島純子・井上潤	地域交流会議室	150 人

②表郷図書館

ア「たのしい図書館」

幼稚園児を対象に、図書館利用のしかた絵本の読み語り、図書の貸出を行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらい、読書への関心を持たせました。

時 期	場 所	参加人数
通年(7回)	表郷図書館	延べ 379 人

イ「図書館学習」

小学校 2 年生を対象に、図書館利用について学び、図書館利用カードを作成しもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさを学んでもらいました。

時 期	場 所	参加人数
9 月	表郷図書館	62 人

ウ「団体貸出」

来館が難しい未就学児、保育園児、放課後児童クラブ等に団体貸出を行い、本に親しんでもらいました。

時 期	場 所	参加人数
通年	5 地域	1,530 冊

エ「読み聞かせ『おはなし、よんで!』」

エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ（読み語り、月別にテーマを設定）を実施した。月 1～5 回まで土曜日に随時開催しました。

時 期	場 所	参加人数
4 月～3 月(25 回)	表郷図書館	延べ 86 人

オ「出前 おはなし会」

わんぱく広場からの依頼により、絵本の読み聞かせや紙芝居を行なった。

時 期	場 所	参加人数
年 2 回	表郷庁舎	37 人

カ「『図書館だより』の発行」

③大信図書館

ア「絵で見るお話の会」

読み聞かせ団体（えほんサークル）により、絵本の読み聞かせ、紙芝居等を行い、本、読書への関心を持たせました。

時 期	場 所	参 加 人 数
5 月 11 日、6 月 7 日、7 月 13 日、 9 月 6 日、10 月 5 日、12 月 14 日、 1 月 10 日	大信図書館	68 人

イ「読み聞かせ教室」

読み聞かせ団体（えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会）により、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居等を行い、本、読書への関心を持たせ読書推進を図りました。

時 期	場 所	参 加 人 数
6 月 26 日、10 月 1 日、12 月 11 日	大信図書館、信夫第一小学校	94 人

ウ「ブックトーク」

小学校の学年別にテーマを決めて、そのテーマを題材とした児童書数点を紹介し、本、読書に対する興味・関心を持たせ、読書推進を図りました。

〔講 師〕 しらかわ語りの会

〔テーマ〕

1～3 年生 「かき」

4～6 年生 「手紙」

時 期	場 所	参 加 人 数
9月25日、10月29日、11月27日	大信地域内の小学校3校	264人

エ「移動図書館車巡回」

地域内の園児・児童の読書普及を図るため、地域内の幼稚園へ年間6回、3小学校へ年間各校10回、巡回し、貸出を実施しました。

時 期	場 所	巡回数・利用人数・利用冊数
4月～2月 (8月及び3月の長期休校期間を除く)	信夫第一小学校 信夫第二小学校 大屋小学校 大信幼稚園	巡回数 年延べ36回 (各小学校10回×3校、幼稚園6回) *利用者 1,113人 *入館者 1,861人 *利用冊数 2,902冊

オ「図書館学習」

地域内の小学校の低学年を対象に図書館内での学習を行い、図書館利用の推進を図りました。

時 期	場 所	参 加 人 数
11月12日 大屋小学校 12月5日 信夫第二小学校	大信図書館	20人

カ「手づくり絵本教室」

本を作る楽しさを体験することにより、本に対する興味、関心、読書意欲を高めさせることで読書推進を図りました。

時 期	場 所	参 加 人 数
7月23日、 7月30日～8月3日	大信図書館	7人

キ「手づくり絵本展」

手づくり絵本教室で製作した絵本を館内において展示、一般に公開しました。

時 期	場 所
8月7日～17日	大信図書館

④ 東図書館

ア「図書館であそぼう」

視聴覚室を開放して、他の来館者に気を使わずに、絵本を読んだり、紙芝居などを自由に楽しんでもらうように実施しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
毎日（ただし、小中学校の夏休み期間及び視聴覚室使用日を除く）	東図書館	46人

イ「移動図書館（うぐいす号）」

小学生の図書に対する関心や読書の親しみを育成するため移動図書館を運行しました。

時 期	場 所	貸出利用人数
毎月1回（4・8・3月を除く）	釜子小学校、小野田小学校	666人

ウ「手づくり絵本教室」

本に対する関心や興味を高揚するため、絵本づくり教室を開催しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
8月1日～4日	東図書館	32人

エ「夏のおはなし会」

本への興味や読書意欲を醸成するため、読み聞かせ等のおはなし会を実施しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
8月8日	ひがしこども館他	34人

オ「冬のおはなし会」

本への興味や読書意欲を醸成するため、読み聞かせ等のおはなし会を実施しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
12月26日	ひがしこども館他	24人

カ「おたのしみ クリスマス会」

本に親しむ子供たちの育成を目的に、3歳から小学校3年生の親子等を対象に、紙芝居、絵本の読み聞かせ、指人形劇などの催し実施しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
12月21日	東文化センター	63人

キ「地域・家庭文庫」

市民の皆さんがいつでも本に親しめるように、図書を配置しました。

時 期	場 所	配置箇所数
通年（年3回図書交換）	こども館、児童クラブ、美容院	3箇所

ク「図書館に行こう」

児童の読書推進のため、小学1～2年生を図書館に送迎しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
5、6、7、9、11、1、2月（14回）	東図書館	286人

ケ「手づくり絵本展」

手づくり絵本教室で作った絵本を一般に公開しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
8月16日～22日	東図書館	32人

コ「本を読もう、ポイントカード事業」

幼稚園児、小学児童を対象に、図書館来館時にポイントをあげ、30ポイントで学習ノートを贈る事業を実施しました。

時 期	場 所	参 加 人 数
通 年	東図書館、移動図書館	150人

(3) 平成 27 年度事業計画

① 市立図書館

事業名	時 期	内 容
第 39 回児童読書 感想画展	6 月 4 日～ 15 日	子ども読書週間（4 月 23 日～5 月 12 日）の一環として、読書感想画を市内全域の小学校から募集し、作品をエントランスホールに展示し、児童の読書活動の推進を図る。併せて、祖父母や父兄同伴での図書館への来館を促す。
白河市立図書館 利用促進講演会	12 月	図書館の利用促進と読書推進のため、著名な作家を招いて講演会を開催する。
	1 月	図書館の利用促進と読書推進のため、児童書作家を招いて講演会を開催する。
	9 月・1 月	郷土史を学ぶ機会を提供し、郷土への関心を高め、郷土行政資料などの利用を推進ため講演会を開催する。
ちびっこおはなし のくに	年間 (毎月第 1・3 木曜日)	乳幼児を対象に絵本の読み語りや手遊びなどを行い、幼いころより絵本との出会いを通して「読書」に興味をもたせる。
おはなし会	年間（毎月第 2・4 土曜日）	小学生を対象に開催し、読み語りやブックトークを行い、児童の読書推進及び図書館利用の推進を図る。
子ども手づくり 絵本教室	7 月 23 日 24 日	世界でたった一冊の自分だけの本を制作することにより本への興味と読書意欲を高める。
夏のおはなし会 冬のおはなし会	7 月 30 日 12 月 24 日	素話や読み語りの中から創造力を育て、読書の楽しみへと導いていく。
りぶらん古本 バザール事業	9 月	図書館において、廃棄予定の本や雑誌、蔵書として受け入れないこととした寄贈本等について、広く市民に提供する。
第 32 回 手づくり絵本展	10 月 14 日 ～13 日	心をこめて作られた世界でたった一冊の本を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより、読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図る。
図書館講座	年 2 回	図書館の資料を活用する講座や読み語りの語り手を養成するための講座などを開催する。
音訳者会	月 1 回	音訳者養成講座の受講者による録音図書作成及び資料作成のための定例会。
学校図書館 支援事業	年間	学校図書館の整備及び学校司書の育成と指導。
地域・家庭文庫 配本	年間	行政センター・公共施設・家庭文庫に図書資料の配置し、市民サービスを図るとともに読書層の拡大を図る。
小学校図書館 「市立図書館文庫 コーナー」配本	年間	児童の読書離れが進むなか、また遠距離等や交通手段等の理由で来館ができない児童の読書普及を図るため、学校図書館に市立図書館文庫コーナーを設け読書推進を図る。

事業名	時 期	内 容
館内映画上映	年間	毎月3回、なつかしい映画や親子で鑑賞できる映画等を図書館地域交流会議室で実施する。
ブックスタート	年間 (14回)	絵本を通して親子の触れ合いを深めるとともに、豊かな情操を育むことを目的に、絵本を読み、配付する。(ボランティア協力)

② 表郷図書館

事業名	時 期	内 容
たのしい図書館	通年	幼稚園児を対象に、図書館利用の仕方、絵本の読み語り、図書の貸し出しを行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらい読書に親しむ心を育む。
図書館学習	9月	小学校2年生を対象に、図書館の利用について学び、図書カードを作成してもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさを育成する。
団体貸出	通年	来館が難しい未就学児、保育園児、放課後児童クラブ生徒等に団体貸出を行い、本に親しんでもらう。
読み語り 「おはなし、よんで！」	土曜日随時 (10:00～ 17:30)	エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み語り。
出前お話会	年2回	わんぱく広場からの依頼により、絵本の読み聞かせ、紙芝居を行なう。読書の楽しみを知ってもらう。
「図書館だより」 発行	月1回	新刊書の案内、読み語り日程、休館日のお知らせ等
図書館ホームページの更新	月1回	新刊書の案内、読み語りの日程、休刊日のお知らせ等
表郷移動文庫 「つくしの会」 運営補助	通年	ボランティア団体「つくしの会」による読み聞かせ活動に対する市の補助金 6万円/年額 主な活動： 子育て広場読み聞かせ会 1回/月 表郷幼稚園読み聞かせ会 年2回 社会福祉会読み聞かせ会 年2回
びゅっこい村手づくり絵本展開催への協賛	年1回	手づくり絵本作り講習会をボランティア団体と共同で開催。また、絵本展入賞作品の展示。
ふるさと表郷まつり「図書館コーナー」の出展	11月上旬	「ふるさと表郷まつり」において、図書館のPRに努める。 ・図書館利用案内、図書館だよりの配布

③ 大信図書館

事業名	時 期	内 容
絵で見る お話の会	5月～12月(年6 回)	児童に対し、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、紙芝居を行い、早い時期に本への関心を引いて読書の推進を図る。(ボランティア団体：えほんサークル)
読み聞かせ 教室	6月～12月(年3 回)	読み聞かせボランティアにより、絵本の読み聞かせ、パネルシアター・紙芝居等を行い、本・読書への関心をもたせ、読書推進を図る。(ボランティア団体：えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会)
ブックトーク	9月～11月	小学校学年別にテーマを決めて、そのテーマを題材とした絵本を数点紹介し、本・読書に対する興味関心を持たせ読書推進に資する。(ボランティア団体：しらかわ語りの会) [テーマ] 1～3年生 「わらう」 4～6年生 「へんしん」
移動図書館車 巡回	4月～2月(8月と 3月の長期休みの期 間を除く)	地域内で遠距離等により来館できない児童の読書普及を図るため、地域内小学校3校及び大信幼稚園を巡回し、貸し出しを行う。 [実施回数] 各小学校 年10回×3校 幼稚園 年6回
図書館学習	6月から10月 (年2回)	地域内の小学生を対象に図書館内での学習を行い、図書館利用の推進を図る。
手づくり 絵本教室	7月22日 7月29日～8月2日	本を作る楽しさを経験することにより、本に対する興味、関心、読書意欲を高める。
手づくり 絵本展	8月5日～16日	手づくり絵本教室で作成した絵本を展示する。

④ 東図書館

事業名	時期	内 容
図書館で遊ぼう	毎日（ただし、視聴覚室使用日、学校の夏休み期間を除く）	図書館の視聴覚室を開放して、他の来館者を気にすることなく絵本を読んだり、紙芝居などを自由に楽しんでもらうことにより、幼児期から本に対する楽しさを育成する。
移動図書館	月1回 （4・8・3月を除く）	地域の小学校に月1回うぐいす号を運行し、子どもたちの読書についての関心や親しみを育成する。
手づくり絵本教室	説明会 7月26日 製本指導会 8月7日～10日	絵本をつくる喜びや楽しさを体験することにより、本に対する興味、関心と豊かな心を養成する。
手づくり絵本展	8月19日～24日	絵本教室で作成した絵本を展示する。
おたのしみ クリスマス会	12月19日	ボランティア団体を活用し、紙芝居、絵本の読み聞かせ、人形劇等を行い、本に親しむ心を醸成する。
夏のおはなし会	8月5日	ボランティア団体を活用し、読み聞かせやお話を通して本に関心や興味を持たせ、読書の楽しさを伝える。
冬のおはなし会	12月25日	ボランティア団体を活用し、読み聞かせやお話を通して本に関心や興味を持たせ、読書の楽しさを伝える。
学級文庫	通 年 （2 カ月毎に交換）	子どもたちが本に親しみ、少しの時間でも読書ができるように学級に図書を配置する。
地域・家庭文庫	通 年 （年3回交換予定）	いつでも、どこでも本に親しめるよう、こども館、児童クラブ等に図書を配置する。
宅 配	通 年	来館が難しい高齢者・障がい者等に図書の宅配を行う。
図書館に行こう	各小学校、幼稚園の計画日	小学校1・2年生と幼稚園児（4歳児、5歳児）をバスにより図書館まで送迎し、図書館の利用学習と図書への親しみを育成する。
きつね内温泉利用者への図書貸出し	通 年	リニューアルオープンした「きつね内温泉」に滞在中、専用の図書館利用カードで本を貸し出し、図書館利用者の拡充と温泉館の利用促進を図る。
中学生の読書・ボランティア支援事業	10月～12月	中学生の図書館での職場体験・ボランティア活動を支援しながら、読書の時間を確保して、図書への親しみと読書の楽しさを涵養する。
広報及び企画展示	通 年	◆広報は原則、館内配布及びホームページで行い、必要に応じて地域に図書館便りを配布する。 ◆企画展示は、概ね年3回行う。

9. 図書館統計

(1) 蔵書冊数 (平成 27 年 3 月末現在)

① 図書資料 (備品図書)

(平成27年3月末日現在)

4館総数	合計	参考25年度	参考雑誌
受入冊数	27,424	22,545	2,697
蔵書冊数	311,203	283,634	13,210

蔵書受入冊数 (市立)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	257	821	1,112	2,115	1,204	2,664	579	6,096	272
蔵書冊数	4,958	6,126	13,203	16,556	8,061	13,663	4,537	26,596	2,337	
	文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考25年度	参考雑誌	
受入冊数	3,897	3,592	831	183	690	0	24,313	19,187	2,460	
蔵書冊数	42,769	44,085	6,165	9,491	5,811	22	204,380	179,230	10,177	
蔵書受入冊数 (表郷)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	1	2	5	60	14	84	9	23	1
蔵書冊数	175	352	567	1,091	432	924	249	822	84	
	文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考25年度	参考雑誌	
受入冊数	429	588	-	12	-	-	1,228	1,459	335	
蔵書冊数	8,095	9,689	-	291	-	-	22,771	21,543	1,112	
蔵書受入冊数 (大信)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	1	4	12	11	19	54	4	30	0
蔵書冊数	493	1,005	1,781	2,486	1,644	1,748	731	2,619	429	
	文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考25年度	参考雑誌	
受入冊数	388	470	-	0	-	-	993	877	262	
蔵書冊数	13,867	11,621	-	1,168	-	-	39,592	39,592	1,006	
蔵書受入冊数 (東)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	△ 15	41	32	4	25	16	1	102	0
蔵書冊数	1,600	723	1,677	2,779	1,437	1,343	816	2,371	321	
	文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考25年度	参考雑誌	
受入冊数	109	575	-	-	-	-	890	1,022	△ 360	
蔵書冊数	11,079	20,314	-	-	-	-	44,460	43,269	915	

*東図書館の郷土資料は歴史等で分類しているため集計に反映されないが、508冊です。

② 蔵書数の推移

	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
市立図書館	204,380	179,230	159,441	146,399	121,189	113,463	103,650	97,940	94,233
表郷図書館	22,771	21,543	20,084	18,462	14,282	12,403	11,297	14,371	13,887
大信図書館	39,592	39,592	38,872	37,995	37,212	36,255	35,370	34,201	33,359
東図書館	44,460	43,269	43,130	42,186	41,207	44,405	43,405	42,281	41,044

(2) 利用統計 (平成27年3月末日)

①利用冊数及び利用者数等

年 度		平成 25 年 度			平成 26 年 度			備 考 [1日当り]	
貸出利用状況合計	新規登録者数	一般	児童	合計	一般	児童	合計	25年度	26年度
		2,222	574	2,796	2,151	499	2,650		
貸出利用状況合計	利用冊数	一般図書	270,875		327,214		1,595 冊	1,797 冊	
		児童図書	124,988		128,250				
		郷土資料	1,968		2,873				
		雑 誌	20,225		21,967				
		視聴覚資料	35,346		34,660				
		計	453,402		514,964				
貸出利用状況合計	利用者数	一 般	99,826		111,633		410 人	444 人	
		児 童	15,757		14,980				
		団 体	992		719				
		計	116,575		127,332				
入 館 者 数		306,980		311,374		1,080 人	1,087 人		
貸出利用状況(市立)	利用冊数	一般図書	249,621		309,093		1417.6 冊	1631.4 冊	
		児童図書	98,928		101,543				
		郷土資料	1,909		2,813				
		雑 誌	18,434		20,281				
		視聴覚資料	35,131		34,494				
		計	404,023		468,224				
貸出利用状況(市立)	利用者数	一 般	92,307		104,984		366.7 人	404.7 人	
		児 童	11,593		10,670				
		団 体	597		500				
		計	104,497		116,154				
入 館 者 数		273,734		283,176		960.5 人	986.7 人		
貸出利用状況(表郷)	利用冊数	一般図書	8,047		7,677		56.1 冊	55.2 冊	
		児童図書	6,755		6,959				
		郷土資料	17		21				
		雑 誌	584		549				
		視聴覚資料	35		76				
		計	15,438		15,282				
貸出利用状況(表郷)	利用者数	一 般	2,694		2,886		12 人	12 人	
		児 童	519		395				
		団 体	94		52				
		計	3,307		3,333				
入 館 者 数		10,542		10,579		38.3 人	38.2 人		

年 度		平成 25 年 度	平成 26 年 度	備 考 [1日当り]		
				25年度	26年度	
貸出 利用 状況 (大信)	利用冊数	一般図書	4,797	4,202	43.4 冊	38.1 冊
		児童図書	7,415	6,549		
		郷土資料	32	26		
		雑 誌	535	445		
		視聴覚資料	32	9		
		計	12,811	11,231		
	利用者数	一 般	1,624	1,363	12.3 人	10.5 人
		児 童	1,801	1,632		
		団 体	194	110		
		計	3,619	3,105		
入 館 者 数		8,173	6,918	27.7 人	23.5 人	
貸出 利用 状況 (東)	利用冊数	一般図書	8,410	6,242	77.7 冊	72.2 冊
		児童図書	11,890	13,199		
		郷土資料	10	13		
		雑 誌	672	692		
		視聴覚資料	148	81		
		計	21,130	20,227		
	利用者数	一 般	3,201	2,400	18.9 人	16.9 人
		児 童	1,844	2,283		
		団 体	107	57		
		計	5,152	4,740		
入 館 者 数		14,531	10,701	53.4 人	38.2 人	

※登録者・利用者欄の「児童」とは、12歳以下で、それ以外は「一般」です。

② 図書館登録者数及び入館者数

図書館登録者数

登録者数	29,880
新規登録者数	2,650
有効登録者数	23,495
実利用者数	11,264

入館者数

市立図書館	283,176
表郷図書館	10,579
大信図書館	6,918
東図書館	10,701
入館者合計	311,374

③ 貸出数

貸出数	一般図書	児童図書	郷土資料	雑誌	視聴覚資料	合計
市立図書館	309,093	101,543	2,813	20,281	34,494	468,224
表郷図書館	7,677	6,959	21	549	76	15,282
大信図書館	4,202	6,549	26	445	9	11,231
東図書館	6,242	13,199	13	692	81	20,227
合計	327,214	128,250	2,873	21,967	34,660	514,964

うち団体貸出・移動図書館

	うち団体貸出	移動図書館
市立図書館	3,125	-
表郷図書館	1,530	-
大信図書館	1,113	2,984
東図書館	979	1,859
合計	6,747	4,843

④ 貸出利用者数

	一般	児童	団体	合計
市立図書館	104,984	10,670	500	116,154
表郷図書館	2,886	395	52	3,333
大信図書館	1,363	1,632	110	3,105
東図書館	2,400	2,283	57	4,740
合計	111,633	14,980	719	127,332

⑤ 予約件数

	市立図書館	表郷図書館	大信図書館	東図書館	合計
件数	20,914	1,058	417	752	23,141

⑥ リクエスト件数

	市立図書館	表郷図書館	大信図書館	東図書館	合計
購入して提供した件数	947	44	17	26	1,034
他の図書館から借り受けて提供した件数	464				464
合計（リクエストに対応した件数）					1,498

⑦ 開館日数

	市立図書館	表郷図書館	大信図書館	東図書館
開館日数	287	277	295	280

(3) 購読雑誌一覧

①市立図書館 購読 172 誌

1	子どもと読書	2	DAYS JAPAN	3	サライ
4	こどもの図書館	5	ディスカバージャパン	6	サンデー毎日
7	この本読んで!	8	いきいき	9	週刊朝日
10	みんなの図書館	11	おとなの週末	12	週刊金曜日
13	本の雑誌	14	家庭画報	15	週刊新潮
16	AERA	17	月刊ジュニアエラ	18	週刊文春
19	正論	20	週刊ダイヤモンド	21	日経PCビギナーズ
22	世界	23	週刊東洋経済	24	Mac Fan
25	中央公論	26	日経ビジネス	27	Begin
28	日経WOMAN	29	プレジデント	30	Goods Press
31	ニューズウィーク 日本版	32	月刊福祉	33	ESSE
34	婦人公論	35	月刊NEWSがわかる	36	Ku:nel
37	婦人之友	38	ゼクシイ 福島版	39	暮らしの手帖
40	毎日が発見	41	子供の科学	42	クロワッサン
43	現代思想	44	ちいさなかがくのとも	45	天然生活
46	大法輪	47	ナショナル ジオグラフィック日本版	48	ドゥーパ!
49	歴史読本	50	日経サイエンス	51	CUTiE
52	歴史街道	53	ニュートン	54	FINE BOYS
55	月刊文化財	56	月刊天文ガイド	57	LEON
58	考古学ジャーナル	59	がんサポート	60	MEN's NON・NO
61	クレアトラベラー	62	きょうの健康	63	MORE
64	mon mo	65	壮快	66	NON・NO
67	関東・東北じゃらん	68	HOBBY JAPAN	69	美しいキモノ
70	旅行読売	71	SUMAI NO SEKKEI	72	装苑

73	月刊タクティクス	74	日経ものづくり	75	キルトジャパン
76	政経東北	77	月刊自家用車	78	毛糸だま
79	ジュリスト	80	培倶人：Bike JIN	81	コットンタイム
82	会社四季報	83	CQ HAM RADIO	84	すてきにハンドメイド
85	財界ふくしま	86	トランジスタ技術	87	美的
88	週刊エコノミスト	89	日経PC21	90	dancyu
91	うかたま	92	美術手帖	93	ソフトテニスマガジン
94	栄養と料理	95	一枚の繪	96	卓球王国
97	オレンジページ	98	MOE	99	テニス クラシックブレーク
100	きょうの料理	101	イラストレーション	102	バドミントン・マガジン
103	Baby-mo	104	墨	105	ベースボールマガジン
106	edu	107	デジタル カメラマガジン	108	月刊スキージャーナル
109	Pre-mo	110	日本カメラ	111	BE-PAL
112	かぞくのじかん	113	jazz japan	114	CYCLE SPORTS
115	月刊クーヨン	116	STEREO	117	山と溪谷
118	ちいさいおおきい よわいつよい	119	音楽の友	120	つり人
121	母の友	122	みんなのうた	123	相撲
124	現代農業	125	ROCKIN' ON JAPAN	126	なごみ
127	のらのら	128	SCREEN	129	花時間
130	近代盆栽	131	キネマ旬報	132	月刊碁ワールド
133	趣味の園芸	134	DVD&ブルーレイで一た	135	将棋世界
136	趣味の山野草	137	アニメージュ	138	ダンスビューウ
139	やさしい畑	140	Tarzan	141	Hir@gana Times
142	Wan	143	スポーツグラフィック ナンバー	144	ENGLISH JOURNAL

145	猫生活	146	月刊陸上競技	147	ふらんす
148	商業界	149	ランナーズ	150	katsukura
151	JTB時刻表	152	月刊バスケットボール	153	オール読物
154	鉄道ジャーナル	155	月刊バレーボール	156	群像
157	月刊ザテレビジョン	158	ゴルフダイジェスト	159	子どもと昔話
160	芸術新潮	161	週刊サッカーマガジン	162	こどものとも 0・1・2
163	小説新潮	164	文藝春秋	165	現代詩手帖
166	新潮	167	別冊文藝春秋	168	短歌
169	すばる	170	ラジオ深夜便	171	俳句
172	日本児童文学				

②表郷図書館 購読 21 誌

1	VERY (ヴェリィ)	8	クロワッサン	15	C o m o (コモ)
2	D o m a n i (ドマーニ)	9	NHKきょうの料理	16	ディズニーファン
3	NHKきょうの健康	10	美ST	17	レタスクラブ
4	小説新潮	11	S e v e n t e e n	18	からだにいいこと
5	NHK趣味の園芸	12	婦人画報	19	m i n a (ミーナ)
6	NHK趣味の園芸 やさいの時間	13	ひよこクラブ	20	GROW (グロウ)
7	すてきにハンドメイド	14	たまごクラブ	21	C A P A (キャパ)

③ 大信図書館 購読 23 誌

1	一個人	9	S e v e n t e e n	17	歴史人
2	すてきにハンドメイド	10	D I M E	18	のらのら
3	おひさま	11	d a n c y u	19	この本読んで!
4	オレンジページ	12	関東・東北じゃらん	20	NHK ためしてガッテン
5	クロワッサン	13	文藝春秋	21	LDK
6	ダ・ヴィンチ	14	デジモノステーション	22	ちゃぐりん
7	ニュータイプ	15	歴史街道	23	News がわかる
8	自遊人	16	エンタミクス		

④ 東図書館 購読 24 誌

1	婦人画報	9	日経TRENDY	17	かがくのとも
2	栄養と料理	10	L E E	18	たくさんのふしぎ
3	暮らしの手帖	11	s a i t a	19	E S S E
4	現代農業	12	旅の手帖	20	サライ
5	こどもの本	13	こどものとも 0・1・2	21	月刊ジュニアエラ
6	O g g i	14	こどものとも (年少版)	22	月刊クーヨン
7	サンキュ!	15	こどものとも (年中向き)	23	D I M E
8	日経ヘルス	16	こどものとも	24	S U U M O リフォーム

(4) 購読新聞一覧 (朝刊のみ)

① 市立図書館 購読 25 紙

	紙 名	保存期間
1	朝日新聞	1 年
2	読売新聞	1 年
3	産経新聞	1 年
4	毎日新聞	1 年
5	日本経済新聞	1 年
6	福島民報	永年
7	福島民友	永年
8	河北新聞	1 年
9	下野新聞	1 年
10	日本農業新聞	1 年
11	全国農業新聞	1 年
12	織研新聞	1 年
13	日刊工業新聞	1 年

	紙 名	保存期間
14	日経産業新聞	1 年
15	日経MJ新聞	1 年
16	日刊スポーツ	1 年
17	スポーツ報知	1 年
18	The Japan Times	1 年
19	毎日ウィークリー	1 年
20	毎日小学生新聞	1 年
21	朝日小学生新聞	1 年
22	朝日新聞東京夕刊	1 年
23	読売新聞東京夕刊	1 年
24	毎日新聞東京夕刊	1 年
25	日本経済新聞東京夕刊	1 年

② 表郷図書館 購読3紙

	紙名	保存期間
1	毎日新聞	1年
2	日本経済新聞	1年
3	福島民報	1年

③ 大信図書館 購読4紙

	紙名	保存期間
1	毎日新聞	1年
2	朝日新聞	1年
3	福島民報	1年
4	福島民友	1年

③ 東図書館 購読4紙

	紙名	保存期間
1	讀賣新聞	1年
2	福島民報	1年
3	福島民友	1年
4	日刊スポーツ	1年

10. 予算・決算

(1) 27年度予算額 145,599千円

【内訳】

科 目	当初予算額 (千円)	内 容
報酬	117	図書館協議会委員報酬
共済費	4,008	嘱託・臨時職員社会保険料
賃金	36,991	嘱託・臨時職員賃金
報償費	1,005	読書感想画展、おはなしのくに報償、講師謝礼等
旅費	337	研修旅費、講演会講師旅費
需用費	29,105	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,660	通信運搬費、情報使用料、手数料、保険料
委託料	24,582	警備委託料、清掃委託料、消防設備点検委託料等
使用料及び賃借料	2,596	自動車賃借料、事務機賃借料、事務機使用料等
備品購入費	42,917	図書購入費、庁用器具購入費
負担金	104	福島県公共図書館協議会負担金等
公課費	177	自動車重量税
	145,599	

(2) 26年度決算額 140,805千円

【内訳】

科 目	決算額 (千円)	内 容
報酬	59	図書館協議会委員報酬
共済費	3,203	嘱託・臨時職員社会保険料
賃金	33,917	嘱託・臨時職員賃金
報償費	1,054	読書感想画展、おはなしのくに報償、講師謝礼等
旅費	324	視察研修旅費、おはなし講座講師旅費
需用費	27,958	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,759	通信運搬費、情報使用料、手数料、保険料
委託料	24,196	警備清掃委託、図書館システム委託料等
使用料及び賃借料	2,109	自動車賃借料、事務機賃借使用料等
工事請負費	430	館内LAN増設工事
備品購入費	43,693	図書、視聴覚資料、施設用備品購入費
負担金	103	福島県公共図書館協会費負担金等
	140,805	

11. 条例・規則等

○白河市立図書館条例

平成 22 年 12 月 20 日条例第 40 号
改正

平成 26 年 3 月 26 日条例第 37 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市立図書館	白河市道場小路 96 番地 5
白河市立表郷図書館	白河市表郷金山字長者久保 2 番地
白河市立大信図書館	白河市大信町屋字沢田 25 番地
白河市立東図書館	白河市東釜子字狐内 47 番地

(休館日及び利用時間)

第 3 条 図書館の休館日及び利用時間は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第 4 条 白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ白河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、会議室を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が会議室の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的に反するとき。

3 教育委員会は、会議室の管理上適当でないとき、第 1 項の許可をしないことができる。

(使用料の納入義務)

第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、公益上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第 7 条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 8 条 利用者は、会議室を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第 9 条 利用者は、会議室の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第10条 利用者は、会議室の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により図書館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、第5条第2項ただし書及び第6条の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(白河市立図書館条例の廃止)
- 2 白河市立図書館条例(平成17年白河市条例第166号)は、廃止する。
(中山義秀記念文学館条例の一部改正)
- 3 中山義秀記念文学館条例(平成17年白河市条例第174号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則 (平成26年3月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

利用区分 利用施設	利用者	入場料の徴収の有無	使用料 (1室1時間 当たり)
小会議室 (1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	510円
		入場料を徴収する場合	1,020円
	その他	入場料を徴収しない場合	1,530円
		入場料を徴収する場合	2,040円
中会議室 (1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	1,020円
		入場料を徴収する場合	2,040円
	その他	入場料を徴収しない場合	2,040円
		入場料を徴収する場合	4,080円

備考

- 1 この表において「市内」とは、市民（個人及び団体）及び市内企業、商店等に勤務する者をいい、「その他」とはそれ以外の者をいう。
- 2 この表において「入場料を徴収する場合」とは、利用者が利用施設に入場する者から入場料を徴収する場合（名称を問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。）をいい、「入場料を徴収しない場合」とはその他の場合をいう。
- 3 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

○白河市立図書館規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 図書館奉仕

第1節 通則（第3条―第9条）

第2節 館内利用（第10条―第13条）

第3節 館外利用

第1款 個人貸出し（第14条―第19条）

第2款 郵送等による個人貸出し（第20条―第24条）

第3款 団体貸出し（第25条―第31条）

第4款 移動図書館（第32条）

第3章 図書館資料の寄贈（第33条）

第4章 地域交流会議室の利用（第34―第41条）

第5章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、白河市図書館条例（平成22年白河市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館奉仕 図書館が図書館資料及び図書館を利用する者に対して行うべき奉仕をいう。
- (2) 図書館資料 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他図書館奉仕の機能を達成するため必要な資料をいう。
- (3) 館内利用 図書館資料を図書館施設内で利用することをいう。
- (4) 館外利用 図書館資料を図書館施設外で利用することをいう。
- (5) 個人貸出し 個人の館外利用に供するため図書館資料を貸し出すことをいう。
- (6) 郵送等による個人貸出し 図書館に来館できない者に対し、郵送等の方法により図書館資料の個人貸出しを行うことをいう。
- (7) 団体貸出し 図書館資料を一定の団体の館外利用に供するため貸し出すことをいう。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料を収集し、当該資料を利用しようとする者の用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類を適切にし、及びその台帳を整備すること。
- (3) 図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館及び図書室と連絡し、及び協力して図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 読書会、研究会、講演会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (6) 移動図書館に関すること。
- (7) 視覚聴覚障害者のための図書館資料を整備し、貸し出すこと。
- (8) その他図書館奉仕のために必要な事業

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

2 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(その他の職)

第5条 前条に規定する職のほか、図書館に必要なに応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、図書館事務を整理する。
主幹	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
副館長補佐	副館長を補佐し、図書館事務を整理する。
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
専門司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務を整理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された担任の事務を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された高度な事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務をつかさどる。

(休館日及び休館期間)

第6条 図書館の休館日及び休館期間は、次のとおりとする。

図書館名	休館日及び休館期間
白河市立図書館	(1) 毎週月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「祝祭日」という。)に当たる場合は、翌日とする。 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 毎月第1水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。

	(4)特別整理期間 3月から4月までの間において白河市教育委員会「以下「教育委員会」という。」の承認を得て、館長が定める期間
白河市立表郷図書館	(1)祝祭日 (2)毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (3)1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (4)館内整理日 毎月第1水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (5)特別整理期間 3月から4月までの間において教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立大信図書館	(1)毎週月曜日。ただし、当該月曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (2)祝祭日の翌日。ただし、当該祝祭日が金曜日に当たるときはその前日とする。 (3)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (4)特別整理期間 3月から4月までの間において教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立東図書館	(1)祝祭日 (2)毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (3)1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (4)館内整理日 毎月の末日(12月においては28日)とし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日とする。 (5)特別整理期間 3月から4月までの間において教育委員会の承認を得て、館長が定める期間

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

図書館名	開館時間
白河市立図書館	(1)日曜日、土曜日及び祝日 午前9時30分から午後6時まで (2)火曜日から金曜日まで 午前10時から午後8時まで
白河市立表郷図書館	午前10時から午後6時まで
白河市立大信図書館	
白河市立東図書館	

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(利用者の義務等)

第8条 図書館資料及び図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、この規則及び館長又は係員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、図書館資料を丁寧に取り扱いとともに、書き込み等により汚損してはならない。
又は書込み等を行ってはならない。
- 3 利用者は、図書館内(以下「館内」という。)の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 館長は、図書館の管理運営上支障があると認める者に対しては、入館を

拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、図書館資料を紛失し、又は損傷したときは、図書館資料紛失・損傷届(第1号様式)を提出し、館長の指示に従いこれと同一の図書館資料若しくは相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならぬ。

2 利用者は、図書館の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならぬ。

第2節 館内利用

(利用の方法)

第10条 図書館資料は、館内の所定の場所において自由に利用することができる。

(複写)

第11条 図書館資料の複写は、図書館が利用者の求めに応じて行うものとする。

(複写することのできる図書館資料の範囲)

第12条 図書館は、利用者の求めがあった場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内で図書館資料を複写し、利用者に提供することができる。ただし、次の各号に掲げる図書館資料についてはこの限りでない。

(1) 複写により損傷するおそれのある図書館資料

(2) 寄託された図書館資料で、その寄託契約の条件として複写が禁止されているもの

(3) その他館長が複写することを不相当と認めた図書館資料

(複写物の利用上の責任)

第13条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

第3節 館外利用

第1款 個人貸出し

(登録手続等)

第14条 個人貸出しを受けようとする者は、住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館利用登録申込書(第2号様式)を提出し、利用カード(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 利用カードの交付を受けた者(以下「利用カード所持者」という。)は、利用カードが不要になったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

3 利用カード所持者は、利用カードを亡失したとき、又はその記入事項について変更があったときは、速やかにその旨を届け出て、利用カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

4 利用カード所持者は、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 前項の規定に違反したことにより生じた損害については、利用カード所持者がその責めを負うものとする。

(利用手続)

第15条 個人貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示するものとする。

(貸出数量)

第16条 館長は、図書館資料の種別等の区分により個人貸出しの数量を制

限することができる。

(利用期間)

第17条 図書館資料の個人貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して21日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第18条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書及び参考図書(辞典、事典、年鑑等)
- (2) 雑誌の最新号
- (3) 新聞、官報及び公報
- (4) その他館長が貸し出すことを不相当と認める図書館資料

(返却)

第19条 個人貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

第2款 郵送等による個人貸出し

(郵送等による個人貸出しの対象者)

第20条 郵送等による個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者であって、視覚障害程度等級が1級から6級までのもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由障害程度等級が1級から6級までのもの
- (3) 前2号に掲げる者と同等の障害を有する者であって、郵送等による個人貸出し以外の方法による図書館資料の利用が困難と認められるもの

(郵送等による個人貸出しの登録手続)

第21条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、第14条に規定する登録手続の際、身体障害者手帳又はその写しを提示するものとする。

- 2 図書館に来館することが著しく困難であると認められる者が、第14条に規定する登録手続を行う場合は、郵送等により図書館利用登録申込書を提出することができる。
- 3 館長は、前項の規定により図書館利用登録申込書の提出があったときは、当該図書館利用登録申込書が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

(郵送等による個人貸出しの利用手続)

第22条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、利用カードを添えて、郵送等により図書館資料の貸出しを申し込むことができる。

(利用期間)

第23条 図書館資料の郵送等による個人貸出しの期間は、第17条の規定にかかわらず、貸出しを受けた日の翌日から起算して1箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第24条 郵送等による個人貸出しに係る送料(第21条第2項の規定により図書館利用登録申込書を提出する場合を除く。)については、図書館が負担する。

第3款 団体貸出し

(団体貸出しの対象団体)

第25条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する学校、官公署、会社、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、家庭文庫、読書会その他の団体(以下「団体」という。)とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録手続等)

第26条 団体貸出しを受けようとする団体に所属する者は、所属団体及び本人の住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館団体貸出申込書(第4号様式)を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により利用カードの交付を受けた者について準用する。

(利用手続)

第27条 団体貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示しなければならない。

(貸出数量)

第28条 館長は、図書館資料の種別等の区分により団体への貸出数量を制限することができる。

(利用期間)

第29条 図書館資料の団体貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して3箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(返却)

第30条 団体貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

(利用の制限の準用)

第31条 第18条の規定は、団体貸出しについて準用する。

第4款 移動図書館

(巡回奉仕)

第32条 図書館は、読書施設に恵まれない地域を定期的に巡回し、図書館奉仕を行うものとする。

第3章 図書館資料の寄贈

(寄贈の手続)

第33条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈届(第5号様式)を館長に提出するものとする。

第4章 地域交流会議室の利用

(会議室を利用できない日)

第34条 条例第4条に規定する白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)は、第6条に規定する白河市立図書館の休館日及び休館期間にかかわらず、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを利用できない期間とする。

(利用許可の手続)

第35条 会議室を利用しようとするものは、地域交流会議室利用許可申請書(第6号様式)を会議室を利用しようとする日の7日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、会議室の利用を許可したときは、当該許可をしたもの（以下「利用者」という。）に対し地域交流会議室利用許可書（第7号様式）を交付するものとする。

（利用許可の変更手続）

第36条 利用者は、前条第2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合は、地域交流会議室利用許可変更（取消）申請書（第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更を許可したときは、当該利用者に対し地域交流会議室利用許可変更（取消）許可書（第9号様式）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第37条 条例第6条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催又は共催する事業に使用する場合 全額

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が授業の一環として使用する場合 全額

(3) 各種団体等が市などの行政機関が所管する事業又は施策への協力を目的として使用する場合 全額

(4) 各種団体等の利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認められる場合 全額

(5) 市が後援、協力協賛する事業の中で、全県や全国規模の事業など、特に地域振興に寄与すると認められる場合 全額

(6) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者又はこれらの者により構成される団体が使用する場合 100分の50に相当する額

(7) 市内の社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額

(8) 社会福祉団体、まちづくり活動団体及びボランティア団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額

(9) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額

(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額

(11) 高齢者又は高齢者により構成された団体（老人クラブ等）が使用する場合 100分の50に相当する額

(12) その他教育委員会が特に認めた団体等が使用する場合 100分の50に相当する額

2 使用料の減免を受けようとする利用者は、第35条第1項の規定により地域交流会議室利用許可申請書を提出する際に、当該申請書に必要事項を記入し、教育委員会へ提出するものとする。

（使用料の返還）

第38条 条例第7条ただし書の規定により既に納めた使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害又は会議室の利用の許可を受けたものの責めに帰さない理由により会議室が利用できなくなったとき 全額

(2) 会議室を利用しようとする日の3日前までに利用の取りやめを申し出た場合で相当の理由があると認めるとき 100分の50に相当する額

2 前項に定める使用料の返還を受けようとする利用者は、地域交流会議室使用料返還申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可の取消し)

第39条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は変更したときは、地域交流会議室利用許可取消(変更)通知書(第11号様式)により利用者に通知する。

(遵守事項)

第40条 利用者は、会議室の利用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館の施設、設備等を滅失し、又は損傷しないこと。
- (2) 利用後は、施設内の清掃及び整頓をすること。
- (3) 施設内の風俗及び秩序を乱さないこと。
- (4) 酒類を持ちこまないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第41号 会議室の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第5章 雑則

(その他)

第42条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 白河市立図書館規則(平成17年白河市教育委員会規則第31号)
 - (2) 白河市立東図書館規則(平成17年白河市教育委員会規則第32号)
- (中山義秀記念文学館条例施行規則の一部改正)

3 中山義秀記念文学館条例施行規則(平成17年白河市教育委員会規則第41号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2章から第5章までを削る。

「第6章 義秀展示館利用」を削る。

第25条中「第6号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第3条とする。

第26条を第4条とする。

第27条第2項中「第7号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第5条とする。

第28条第2項中「第8号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第6条とする。

第29条中「第9号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第7条とする。

「第7章 雑則」を削る。

第30条を第8条とする。

第1号様式から第5号様式までを削り、第6号様式中「第25条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を第1号様式とする。

第7号様式中「第27条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を第2号様式とする。

第8号様式中「第28条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。

第9号様式中「第29条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第4号様式とする。

(経過措置)

4 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則並びに改正前の中山義秀記念文学館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○白河市立図書館資料収集方針

平成21年12月22日

前文

白河市立図書館は市民の知る権利を保障し、市民の求める資料、情報に必ず応えることができるように努め、あわせて地域の文化を（継承し）高めるために、資料の収集を行います。

本方針を広く公開し、市民と協働した「みんなの図書館」を目指します。

1 基本方針

- (1) 資料の収集は、市民の要求に基づき、市民個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行います。
- (2) 主義・主張や多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。
- (3) 市民の日常生活や調査研究に役立ち、教養を高め、娯楽・趣味等に資する資料を中心に収集します。
- (4) 多種多様広範な要求に応えるため、図書のほか新聞、雑誌、パンフレット、大活字本、紙芝居、楽譜、視聴覚資料、電子資料なども積極的に収集するほか、白河市を中心とする地域の郷土・行政資料は徹底的かつ網羅的に収集します。
ただし、活字以外の資料については活字資料とのバランスを考慮して収集します。
- (5) 基本的人権の侵害にかかわる問題などの資料の公開及び取り扱いについては、全職員で充分協議するほか、必要に応じて市民にも意見を求め、館長がこれを決定します。

2 資料別収集方針

(1) 一般図書

市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集します。

(2) 児童図書

情操を豊かに育む資料および楽しむことのできる資料はもとより、学校や学校図書館への支援および連携を考慮した資料を収集します。

(3) 参考図書

調査研究を行うために必要な辞書・辞典・年鑑・便覧・統計・白書等を各分野にわたって収集します。

(4) 郷土資料

白河市に関するものを中心に、福島県内と栃木・茨城両県北部までを含む範囲での歴史・社会・文化などに関するもの、古文書・記録・映像・録音資料を積極的に収集します。

特に、だるま、そば・ラーメン等の粉食関係、県南地方の歴史・文化関係の図書、白河にまつわる芭蕉・西行、城郭、松平定信、中山義秀文学賞受賞者の作品等を収集します。

(5) 行政資料

白河市をはじめ関係行政機関で公開された資料を網羅的に収集します。

(6) 新聞

国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集します。

地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集します。

(7) 雑誌

国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ一般誌、週刊誌、女性雑誌で、児童及び青少年向けのものも含めて収集します。

地域社会の経済、産業及び科学技術に役立つ専門誌も、必要に応じて収集します。

(8) 視聴覚資料

趣味、教養、娯楽または文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演歌の作品を中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

(9) 電子化資料

CD-ROM等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして製作されたものを中心に必要に応じて収集します。ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

ネットワーク上の情報源については「収集」という概念はあたりませんが、必要に応じて提供するよう努めます。

(10) 障害者資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音図書などを収集します。

(11) 漫画、コミック

長い年月を経て評価が定まったもの、芸術性の高いもの、定評のあるもの、時代を表現したものを中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

3 ジャンル別収集方針

(1) 歴史・伝記・地理

多様なレベルの図書を収集します。また、姉妹都市、友好都市に関する資料は積極的に収集します。

(2) 社会科学

多様な観点にたったものを幅広く収集します。法令・判例集は逐次更新します。

(3) 技術・工学・家庭

数学・物理・科学・地学・天文・生物などの入門、解説書を中心に、各分野の事典・図鑑類は幅広く、医学・健康分野は最新情報のものを収集します。

(4) 産業

農業・園芸関係は実用書を、商業は経営に役立つものを収集します。

4 寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意思を尊重し、かつ本方針に準拠して受け入れません。

5 その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定めます。